

## 増毛町告示明第8号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和4年5月6日

増 毛 町 長

### 1 資格及び購入をする物品等の種類

令和4年度において町が締結しようとする（1）に定める契約にかかる一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約により購入する物品等の種類は（3）に定めるものとする。

#### （1）契約

令和4年5月6日に一般競争入札の公告を行う物品の購入契約

#### （2）資格

物品の購入に関する資格（以下『資格』という。）

#### （3）物品等の種類

食 器

### 2 資格要件

1の（2）の資格については次のいずれにも該当すること。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- （2）地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- （3）町が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- （4）暴力団関係事業者等であることにより、町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- （5）暴力団関係事業者等でないこと。
- （6）町税（税外収入を含む。）を滞納している者でないこと。
- （7）法人税（個人事業主の場合は、所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- （8）過去5年間において同様の物品納品を行った実績を示す資料（様式は任意）
- （9）留萌管内または上川管内に本店、支店若しくは営業所等を有すること。

### 3 資格審査の申請の時期及び申請方法

#### (1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和4年5月6日（金）から令和4年5月16日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時までの間にしなければならない。

#### (2) 申請書類の入手方法

増毛町立明和園 で交付する。

なお、増毛町のホームページにおいてダウンロードすることができる。（HPアドレス <http://www.town.mashike.hokkaido.jp/>）

#### (3) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 増毛町立明和園

イ 提出先の所在地 郵便番号077-0291 北海道増毛郡増毛町見晴町4 3 8 番地 1

電話番号 0164-53-1601

#### (4) 審査を行ったときは、入札参加資格を有していない場合は審査結果を申請者に通知する。

### 4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

#### (1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

#### (2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

### 5 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。